



作業環境測定士は見た!

事件は現場で起きている

第9回 働く女性と化学物質

働く女性が増えている

1985年5月に男女雇用機会均等法が成立し、その後の改正で女性の就業制限が緩和されました。かつては女性が就業することがほとんどなかった分野への進出を希望する女性も増えつつあり、2020年の雇用者全体に占める女性の割合は、45.3%と半数近い割合となっています。人口減少が進む日本では、ますます女性の活躍が広がることが期待されています。

女性労働基準規則

働く女性が増加する一方で、母性保護の観点から就業制限が残っているものもあります。改正した女性労働基準規則（以降 女性則）では全ての女性労働者に対して、妊娠や出産・授乳機能など生殖機能に有害な化学物質が発散する場所での就業禁止を拡大しています。女性則において規制の対象となっている化学物質は下表の26物質となっています（2014年改正）。

女性が働く職場で使用されることが多いのは、滅菌作業でエチレンオキシド、ドライクリーニングでトリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、塗装・調合・払拭作業などで使用するシンナーはトルエンやキシレンを含むことがあります。

塩素化ビフェニル (PCB)	砒素化合物 (アルシンと砒化ガリウムを除く)
アクリルアミド	ベータープロピオラクトン
エチルベンゼン	ベンタクロフェノール およびそのナトリウム塩
エチレンイミン	マンガン (マンガン化合物は非対象)
エチレンオキシド	鉛およびその化合物
カドミウム化合物	エチレンジクロールモノエチルエーテル (セロソルブ)
クロム酸塩	エチレンジクロールモノエチルエーテル アセテート (セロソルブアセテート)
五酸化バナジウム	エチレンジクロールモノメチルエーテル (メチルセロソルブ)
水銀およびその無機化合物 (砒化水銀を除く)	キシレン
塩化ニッケル(II) (粉状のものに限る)	N,N-ジメチルホルムアミド
スチレン	トルエン
テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	二酸化炭素
トリクロロエチレン	メタノール

ただし、対象の化学物質を使用しただけで女性がまったく就業できないというわけではありません。作業環境測定の結果がただちに改善が必要と判断される第3管理区分に該当した場合において、その場所で女性労働者を就業させてはならないこと、女性労働者は作業場の環境

を改善して改めて測定を行い、第3管理区分でなくなっただけでないと就業できません。近年では職場の環境改善が進み、作業環境測定を実施している作業場所のうち第3管理区分は1割未満の状況となっています。

その他、女性則では化学物質以外にも、重量物を取り扱う作業、坑内での一部作業についても就業制限が設けられています。

女性の作業環境測定士のなし

前述した通り、第3管理区分に該当した作業場には女性測定士も入ることができません。また、それ以外にも



ごくまれにレンズの洗浄や電子基盤を製造するハイクリーンな作業場では化粧をしていると入室を断られる場合があります。

体力面でも女性では大変だと思われることが多いですが、基本は台車を使ったり、測定機材も最近では軽量化が進んでいます。社内でも分析精度を上げることで低流量の小型の測定機材への切り替えに取り組むなど、積極的に

軽量化を図ることは、女性だけでなく男性にとっても身体的な負担が軽減され、腰痛防止や全体的な業務の効率化につながっています。

男女ともに働きやすい職場づくりを

測定の結果が第3管理区分となり、女性の就業規制がかかった作業場で、効率を重視した作業方法を優先するあまりに本質的な改善ではなく、男性労働者のみを配置するといった対策がなされた事例もゼロではありません。しかし、有害物質によって健康を損なうことに性別は関係ありません。女性則以外の物質の事例では、パートナーの妊娠前に週1回以上殺虫剤を使用する職に就く父親について、生まれた子ども全体に占める男児の割合が低くなったという調査結果があります（兵庫医科大学のエコチル調査兵庫ユニットセンター）。

また、1995年に2-ブロモプロパンを使用する韓国の電子部品工場の女性労働者に月経停止、男性労働者に乏精子症または無精子症が認められた事例もあります。



「女性だから」、「規制物質だから」にかかわらず、男女とも安心して働ける職場環境づくりを推進しましょう。



← 環境保健課 HP

お問い合わせ、環境測定のご依頼は環境保健部まで ☎075-823-0528